

平成29年度寒河江市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための基本的な方針を定める。

第2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

第4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、その所在地が寒河江市内にある次の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次のア～ウの要件をすべて満たすもの）
 - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20パーセント以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

第5 調達対象物品等

本市が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - 木工品・家具類、繊維・革製品類、文具・事務調度品類、雑貨・日用品類、印刷類、燃料類、飲食料類、その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務

情報処理類、構築物管理類、廃棄物処理類、運送類、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

第6 調達方針

- 1 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取り組みを推進する。
- 2 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。
- 3 障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第9号）等の規定に基づく随意契約を活用する。
- 4 各課等は、計画的に物品等の発注を行い、また適切な納期の設定を行うなど、障害者就労施設等からの調達推進に配慮する。

第7 調達の目標

調達の目標額は、前年度の調達実績を上回る額とする。

第8 調達方針及び調達実績の公表

- 1 本方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- 2 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

第9 その他

この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。